

1. 第 1 回審議会内容の確認について

1) 審議会の目的

審議会では、以下の 3 点についてご審議いただきました。

- ① 下水道使用料の統一・改定の必要性について
- ② 事業の持続的運営に必要な使用料収入の水準の確定
- ③ 改定後の適切な使用料体系について

2) 一般的な下水道事業の特徴

(1)下水道が果たす役割

- ・汚水の防除による公衆衛生の向上
- ・雨水の排除による浸水被害の防止
- ・川や海などの水質保全（汚水の浄化→放流による環境保全）
- ・資源やエネルギーの創出

(2)地方公営企業としての下水道事業

下水道事業は、「地方公営企業」として運営されており、公共サービスの『公共の福祉（公衆衛生）の増進』と、企業の『効率的な事業運営』のバランスが重要となります。（下水道法第 1 条および地方公営企業法第 3 条より）

(3)独立採算制について

下水道事業は、税金によらず、使用料収入により運営されるものであるが、費用の性質により一部公費（税金）での負担もあります。（地方公営企業法第 17 条より）

(4)費用負担について

下水道事業は、生活排水の「汚水」に加えて「雨水」の処理も行っており、その費用については、おおよそ下水道使用料と繰入金で賄われ、「汚水」は使用料と税金で負担する「基準内繰入金」およびそれ以外の税金の補填部分の「基準外繰入金」で、「雨水」は、全て税金で負担する「基準内繰入金」で賄われる費用負担となっております。

3) 南島原市の下水道事業の現状と課題

(1)下水道事業の概要

下水道事業は、公共下水道（口之津）、特定環境保全公共下水道（南有馬）、農業集落排水（慈恩寺・見岳）、漁業集落排水（南有馬）の 4 つの事業に加え、大野木場団地のコミュニティ・プラントがあり、使用料の料金体系がそれぞれで異なります。

(2)下水道使用料の料金表

事業		公共下水道／ 特定環境保全公共下水道／ 漁業集落排水	農業集落排水	コミュニティ ・プラント
地区		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
基本料金	0～5m ³	770 円	1,100 円	2,970 円
	6～10m ³	1,210 円		
超過料金 (1m ³ 毎)	11～50m ³	154 円	132 円	33 円
	51～100m ³	198 円		
	101～300m ³	242 円		
	301m ³ ～	286 円		
実際の 料金	20m ³ 使用の場合	2,750 円	2,420 円	3,300 円
	30m ³ 使用の場合	4,290 円	3,740 円	3,630 円
	40m ³ 使用の場合	5,830 円	5,060 円	3,960 円
	50m ³ 使用の場合	7,370 円	6,380 円	4,290 円
受益者負担金		150,000 円／戸 アパート等は 2 戸目から半額	H18 まで 120,000 円 H19 以降 180,000 円	なし

(3)近隣自治体との料金比較

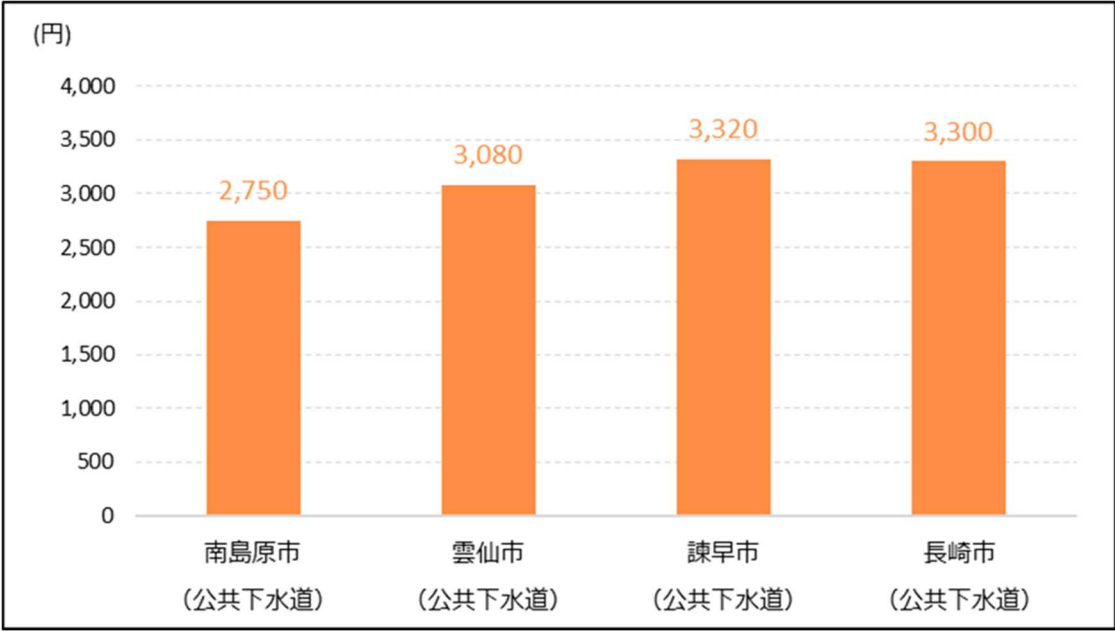


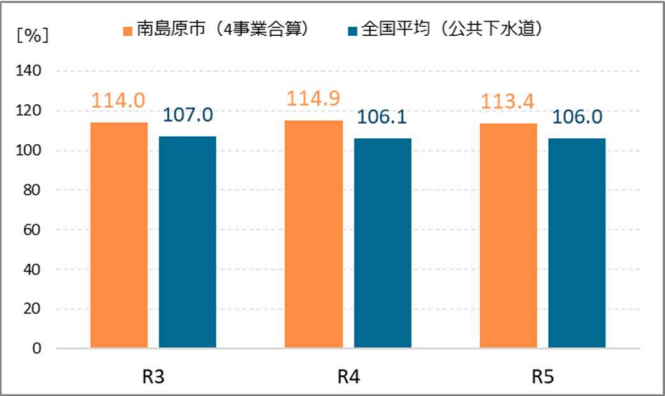
図 1 近隣自治体との料金比較

(4)組織の状況

下水道事業の業務は、環境水道部上下水道課下水道班の 4 名で、下水道の 4 事業およびコミュニティ・プラントの維持管理に加え、浄化槽の業務を担当しています。使用料徴収および会計事務は、水道総務課水道総務班の 2 名が担当しています。

(5)経営の状況（4 事業の合算）

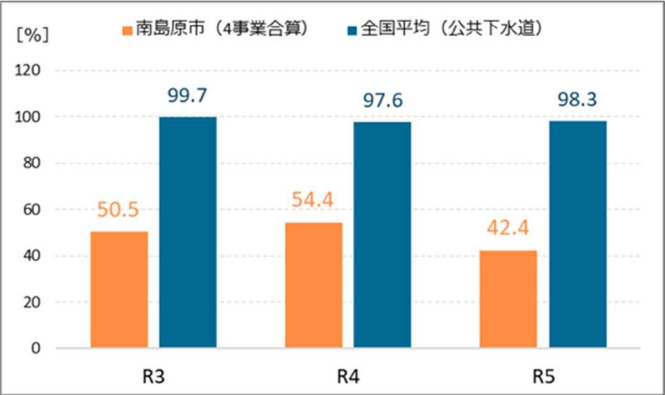
(1)経常収支比率



使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。黒字を示す 100%以上であることが必要です。

過去 3 年間の実績で、本市の下水道事業は 100%を超えて推移しており、黒字を維持できていることが示されています。

(2)経費回収率



使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表す指標で、使用料の水準を評価することが可能です。使用料で回収すべき経費を全て賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。

過去 3 年の実績では 100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した状況であることが示されています。

6）下水道事業の現状と課題のまとめ

本市下水道事業の現状と課題を、ヒト・モノ・カネの視点で整理します。

項目	現状と課題
ヒト	下水道班には 4 名の職員が所属しており、4 事業及びコミュニティ・プラントの多岐にわたる業務を 少人数で遂行 しています。
モノ	各事業は供用開始から 20 年弱が経過しています。機械や設備等で耐用年数を経過しているものは一部あるものの、老朽化の状態を計る各種指標において特に問題は示されておらず、現時点では 老朽化の深刻さはない と判断できます。
カネ	経費回収率は 100%を下回っており、本来は使用料で回収すべき経費を使用料では賄えず、一般会計からの 繰入金に依存した事業運営 となっています。また 地区ごとに料金体系が異なり 、同じサービスを享受しながらも負担する金額が異なる状況が生じています。適正な使用料収入の確保と利用に応じた公平な料金負担の観点から、 早期に料金改定を行う必要があります 。

2. 本日の審議の目的

本日の審議会では、下水道事業を将来に渡って持続的に運営するにあたって、その根幹となる財政状況の見通しと、不足する財源に対して一般会計からの繰入金の活用や料金値上げを実施した場合の予測について明らかにいたします。これらをもとに、今後の下水道使用料のあるべき姿についてご審議いただきます。

3. 将来の財政状況予測にあたっての条件

本市下水道事業の将来の経営状況を見通すため、事業運営の根幹である財政状況について、以下の条件を設定して予測しました。

1) 使用料収入

将来の人口推計から水洗化人口を予測し、1 人あたりの使用量を乗じて年間の有収水量を算出。これに令和 5 年度実績の使用量単価を乗じて各年度の年間使用料としました。

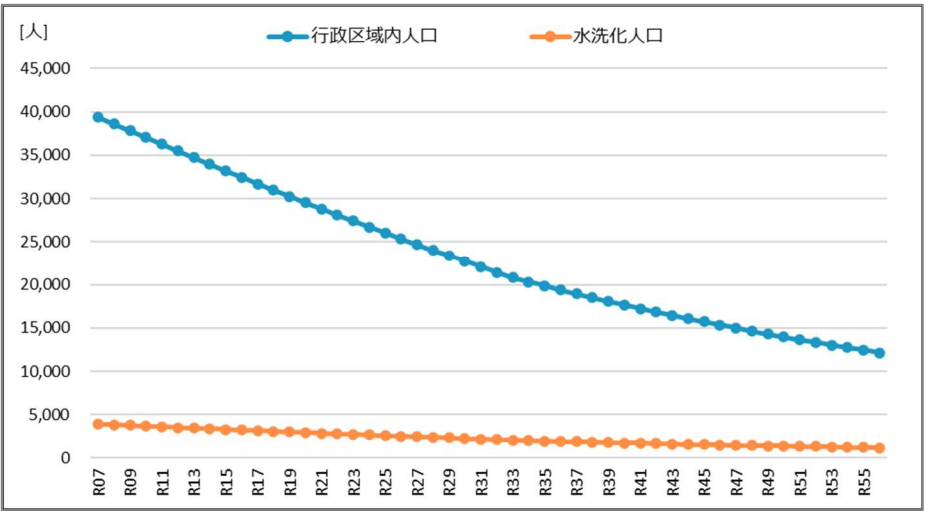


図 2 行政区域内人口 および 水洗化人口の予測

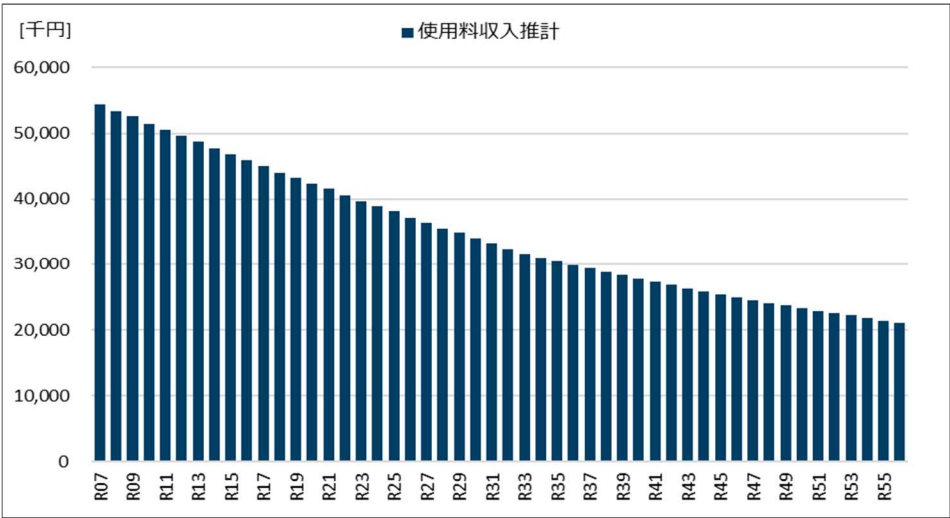


図 3 使用料収入の予測

2) 物価および賃金の上昇

将来の事業運営費用のうち物価の影響を受けるものには物価上昇率を、人件費については賃金上昇率を考慮しました。物価上昇率は総務省発表の消費者物価指数、賃金上昇率は人事院勧告について、令和元～5 年度の 5 年間の平均値（表 1）を採用しました。

表 1 物価上昇率および賃金上昇率

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	5 年 平均
消費者物価指数（％）	0.5	▲0.2	0.1	3.2	3.0	1.32
賃金上昇率（％）	0.4	▲0.3	▲0.9	0.8	0.8	0.16

3) 地方債の借入条件

地方債による借入を行う場合の借入条件は過去実績や財務省の財政融資資金貸付金利などを参考に、下記（表 2）の条件を採用しました。

表 2 借入条件

償還方法	償還期間	据置期間	利率
元金均等	30 年	5 年	2.0%

4) 予定されている投資・更新計画

将来の建設改良費にあたるものとして、現時点で実施が予定されている投資計画（表 3）に加えて、固定資産台帳の耐用年数に基づき、今後 50 年（令和 7～56 年）の間に更新時期を迎えるものについて更新費用（表 4）を見込みました。

表 3 予定されている投資計画

対象事業	事業名	金額(千円)	合計(千円)
公共下水道	くちのつ水処理センターの再構築事業※1	124,300	1,038,100
	開田雨水ポンプ場再構築事業※2	913,800	

※1 南島原市くちのつ水処理センター他 再構築基本設計（令和 3 年 2 月 報告書）

※2 スtockマネジメントに基づく開田雨水ポンプ場プロジェクト概算事業費（令和 6 年 4 月時点）

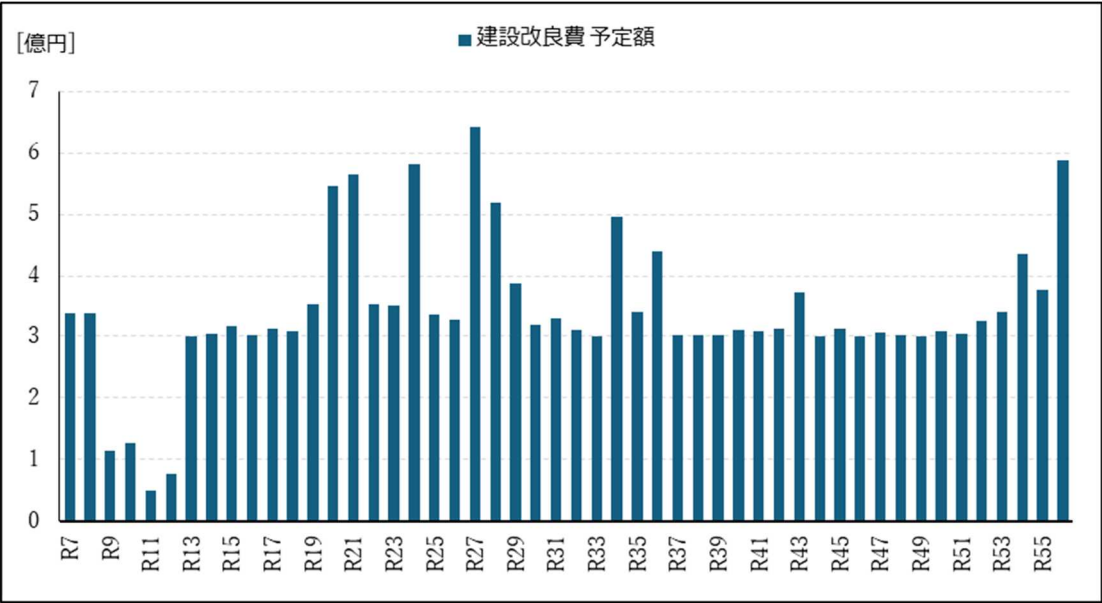


図 4 建設改良費の予定額

表 4 固定資産台帳に基づく更新費用

工種	公共	特環	農集	漁集	合計(千円)
管路施設	96,037	-	-	-	96,037
電気設備	459,950	126,382	41,824	2,114	630,270
機械設備（処理場）	549,524	144,130	42,926	-	736,580
機械設備（その他）	359,635	33,331	939	410	394,315
車両運搬具	1,107	-	-	-	1,107
工具・器具・備品	20,411	367	-	-	20,778
合計	1,486,664	304,210	85,689	2,524	1,879,087

5) 財政計画の目標

単年度の収益的収支の黒字確保①)に加え、公共のインフラとして将来に渡り安定的に事業を運営するため、自然災害や感染症の拡大などの経営上の不確実なリスクに対し一定の期間に料金収入がなかったとしてもサービスを継続できる水準として、料金収入の 1 年分以上の資金残高水準の確保②)を財政計画の目標としました。

財政計画 の目標	① 単年度の収益的収支の黒字確保
	② 料金収入の 1 年分以上の資金残高水準の確保

4. 将来予測の結果－① 現状維持

◆将来予測の目標

- ①単年度の収支黒字（損益が 0 以上）
- ②料金収入 1 年分を資金残高として確保

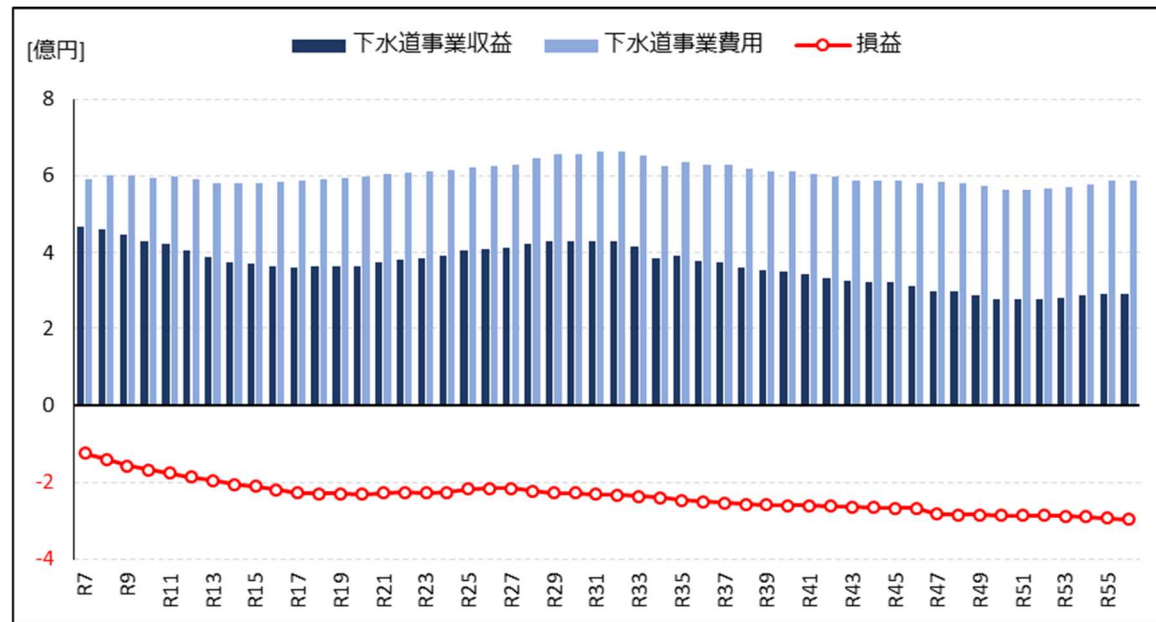
◆施策内容

- 料金改定 : 実施しない
- 基準外繰入 : 実施しない
- 地方債 : 建設改良費の 50%を毎年借入れ

◆結果概要

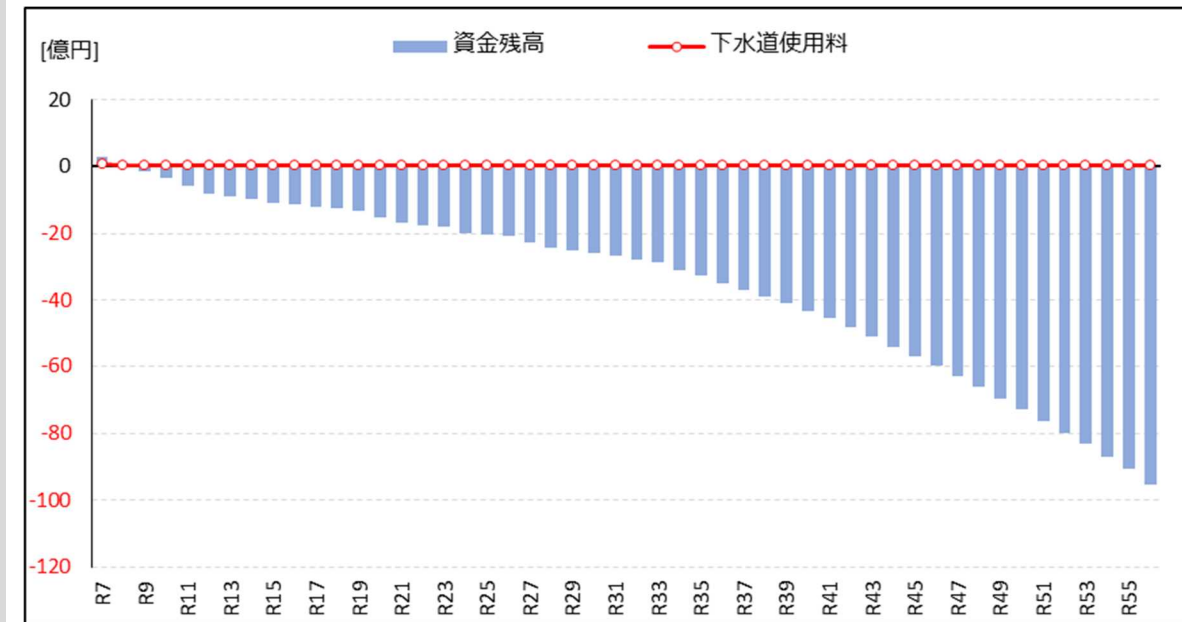
- ・ R7 年度で損益はマイナス、R9 年度で資金残高は料金収入の 1 年分を下回り、目標を達成できない。
- ・ R9 年度で資金残高はマイナスに転じ、事業運営自体が困難な状況となる。

収益的収支



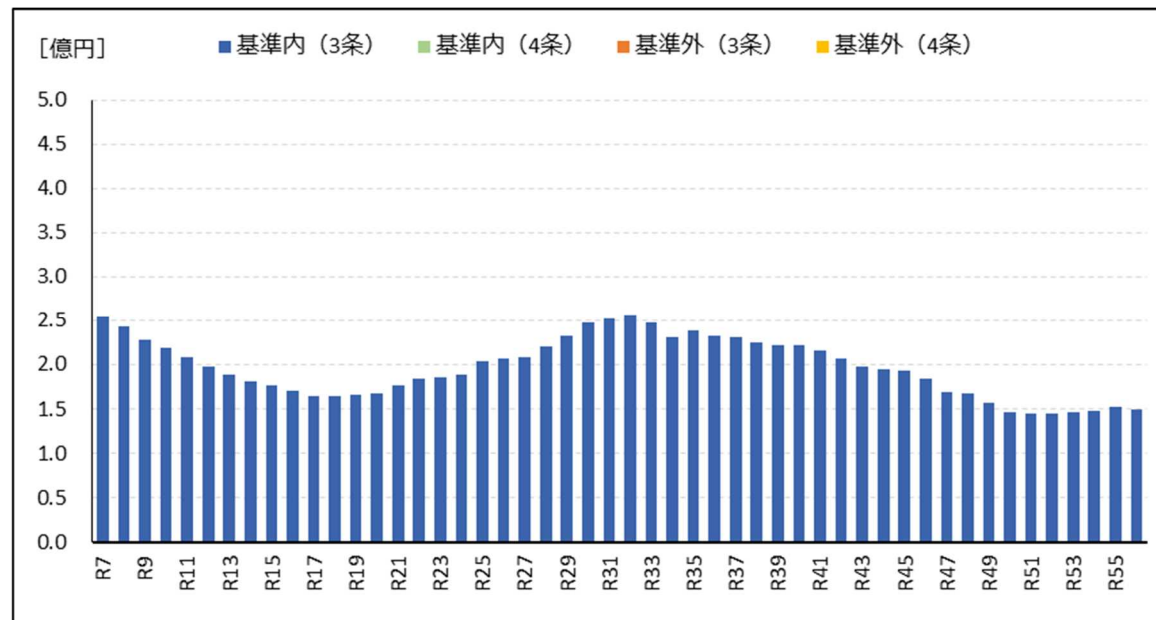
R7 時点で赤字になっており、その後も赤字幅は拡大する。

資金残高



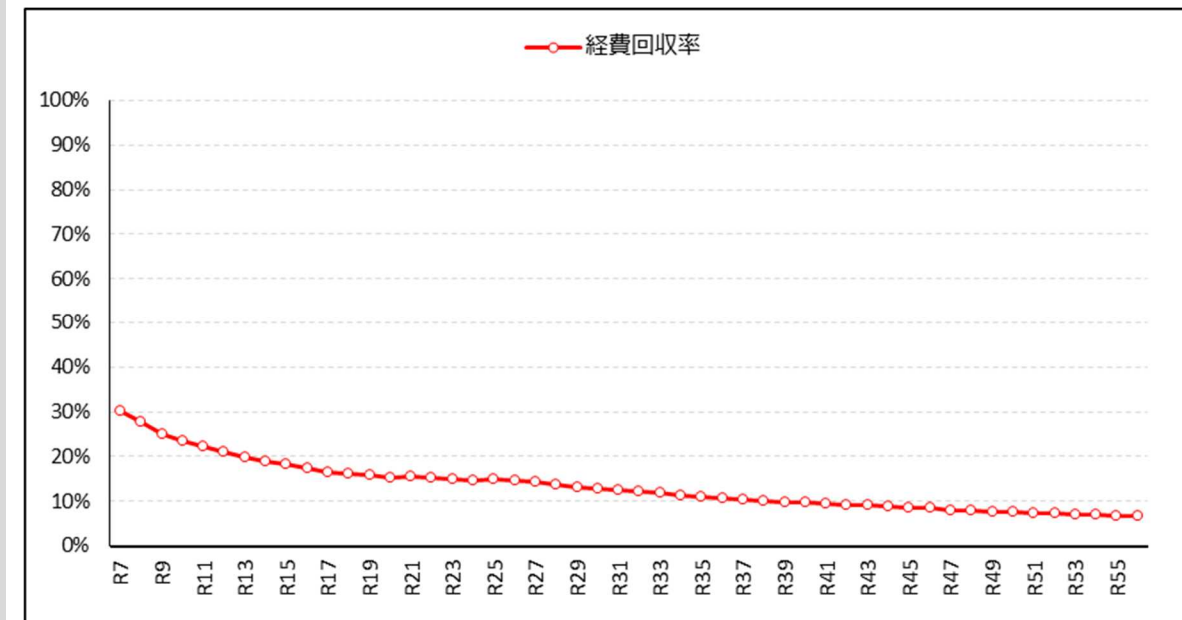
資金残高は R9 でマイナスに転じ、以降も資金不足が拡大する。

繰入金



基準内繰入金は 1.4～2.6 億円の間で推移する。

経費回収率



R7 年度で 30%の経費回収率は R41 年度に 10%を下回る。

4. 将来予測の結果－② 財源の不足分を繰入金で補填

◆将来予測の目標

- ①単年度の収支黒字（損益が 0 以上）
- ②料金収入 1 年分を資金残高として確保

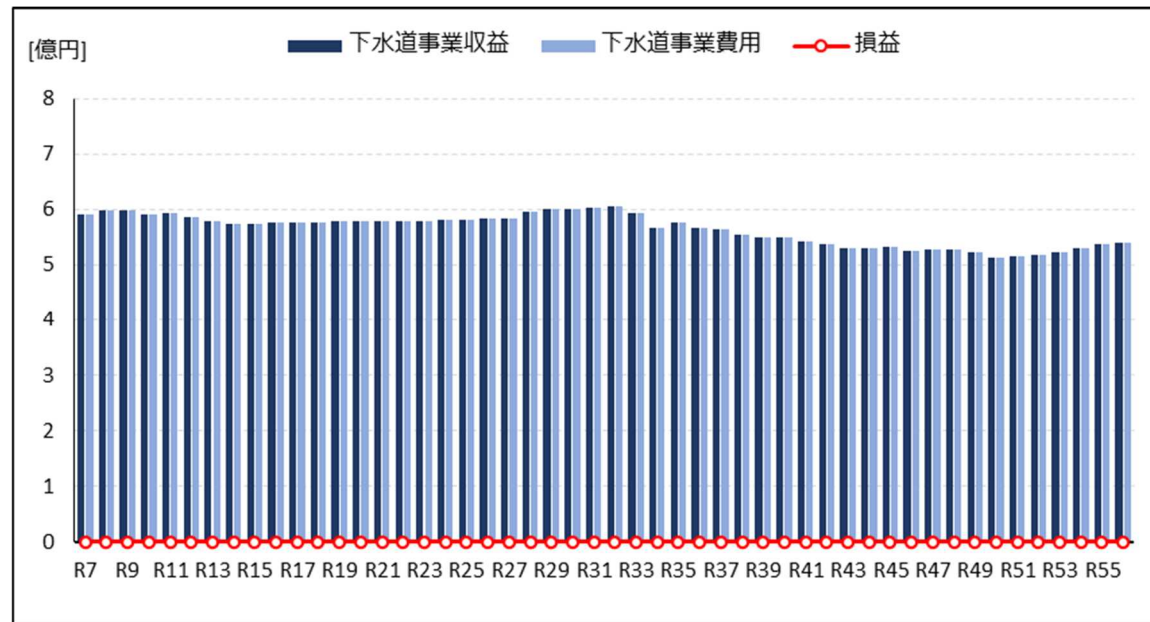
◆施策内容

- 料金改定 : 実施しない
- 基準外繰入 : 収支黒字になるよう繰入を行う
- 地方債 : 資金残高が使用料収入の 1 年分を確保できる
よう借入れを行う

◆結果概要

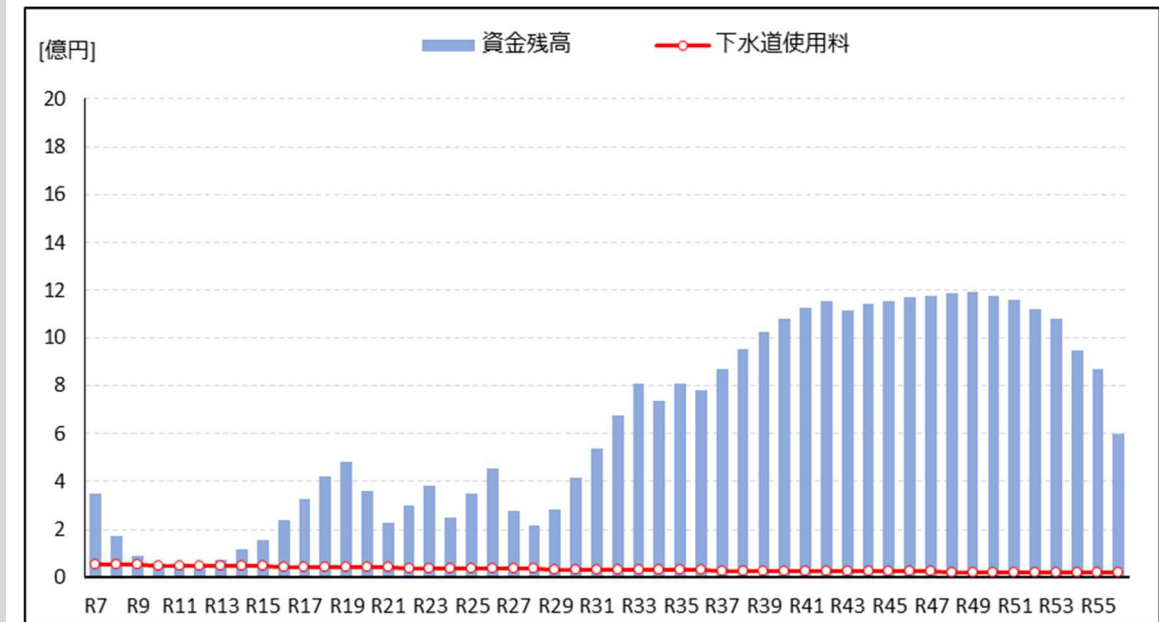
- ・ 損益は±0 で推移し、資金残高は料金収入の 1 年分を上回り、目標は達成できている。
- ・ 必要となる繰入金の合計は毎年約 4 億円程度になり、そのうち基準外は 1.2～2.5 億になる。
基準外繰入金是一般財源の負担になるため、行政サービスの縮小などの影響が生じるものと考えられる。

収益的収支



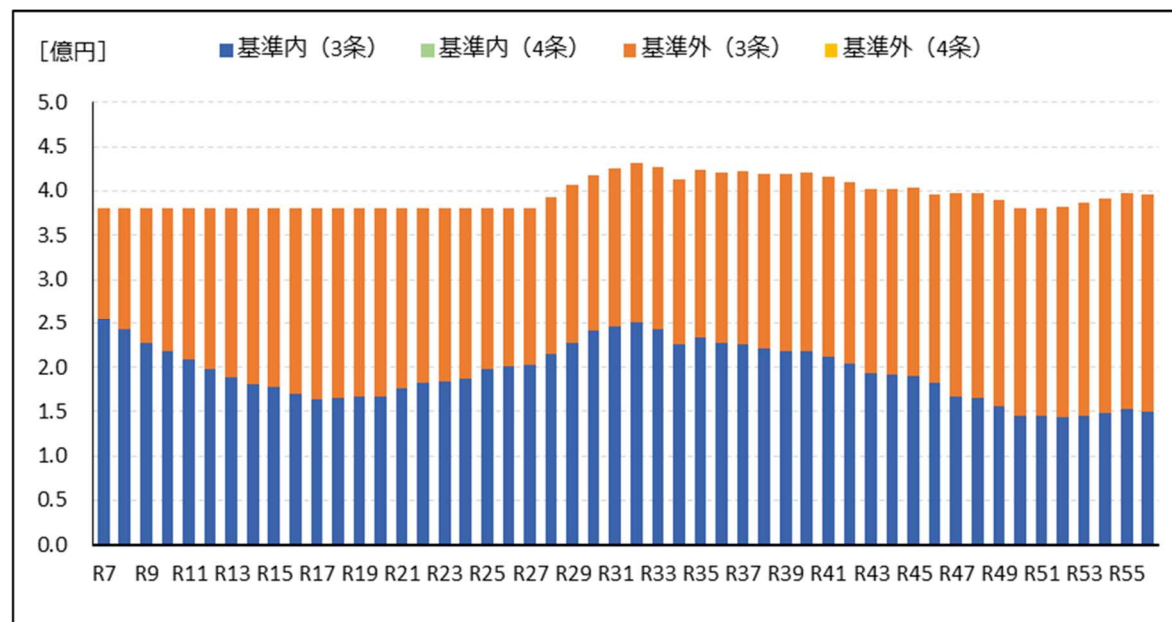
マイナス分を基準外繰入で補填することにより、収支は均衡で推移。

資金残高



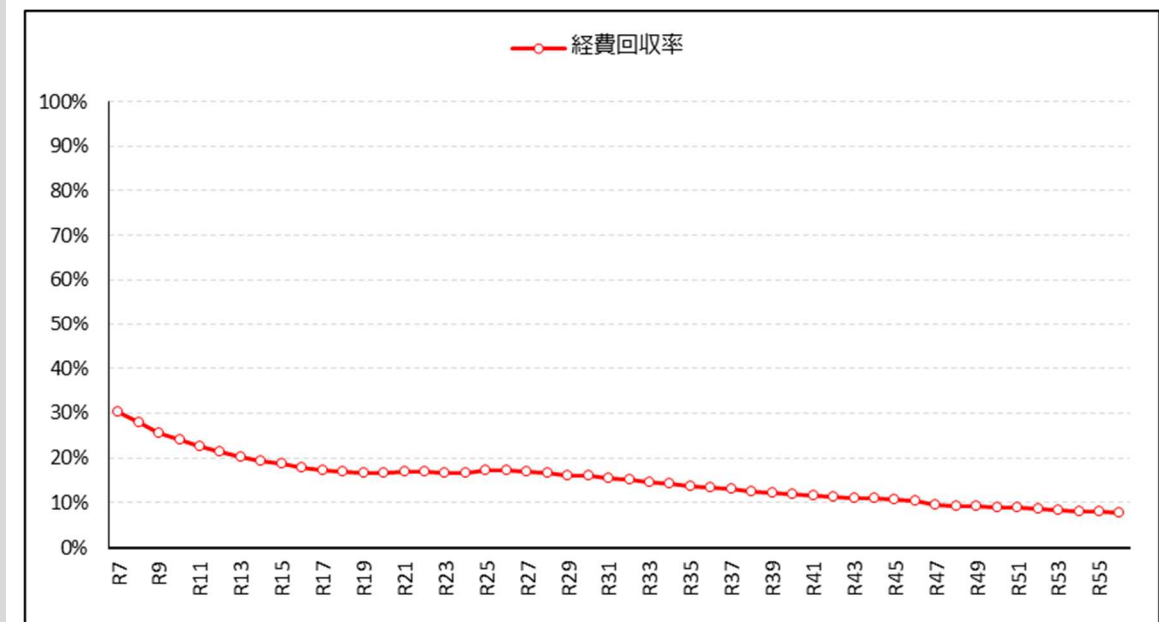
基準外繰入れと地方債活用により料金収入の 1 年分を上回る資金残高が確保できる。R30 年代以降は減価償却費の減少に伴って資金残高が増加する見込み。

繰入金



繰入金の合計は年間 3.8～4.3 億円の間で推移し、平均で毎年 4.0 億円が必要になる。このうち基準内繰入金は 1.4～2.6 億円、基準外繰入金は 1.2～2.5 億の間で推移する。

経費回収率



R7 年度で 30%の経費回収率は R48 年度に 10%を下回る。

4. 将来予測の結果－③ 財源の不足分を使用料値上げで確保

◆将来予測の目標

- ①単年度の収支黒字（損益がプラス）
- ②料金収入 1 年分を資金残高として確保

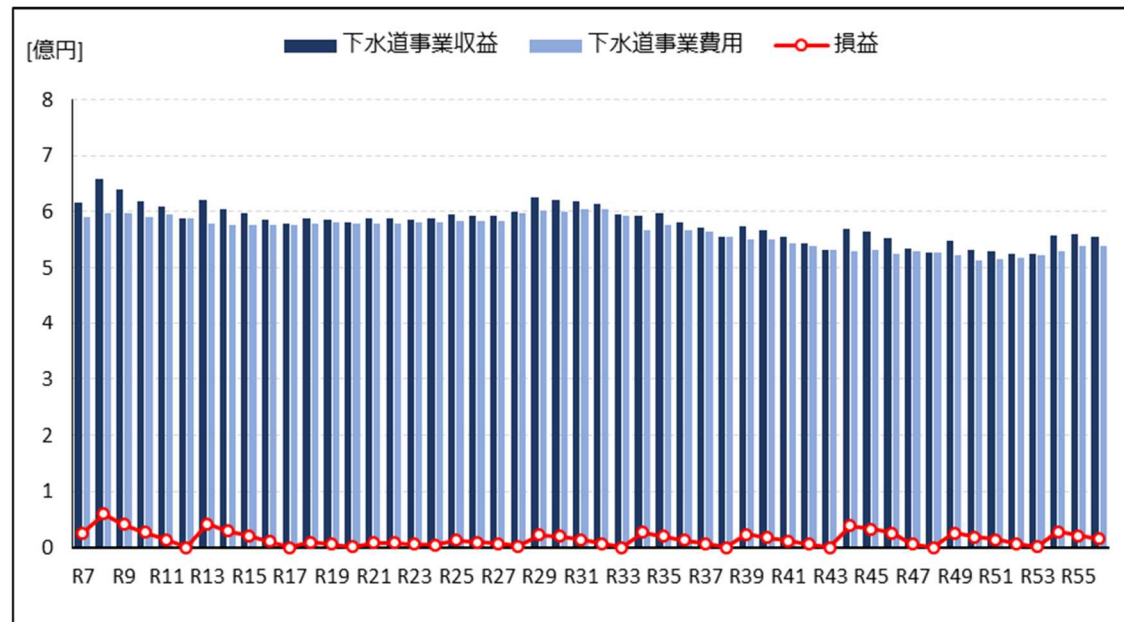
◆施策内容

- 料金改定 : 収支黒字を 5 年以上維持できる水準へ
R8 年度以降、値上げを実施する
- 基準外繰入 : 実施しない
- 地方債 : 資金残高が使用料収入の 1 年分を確保できる
よう借入れを行う

◆結果概要

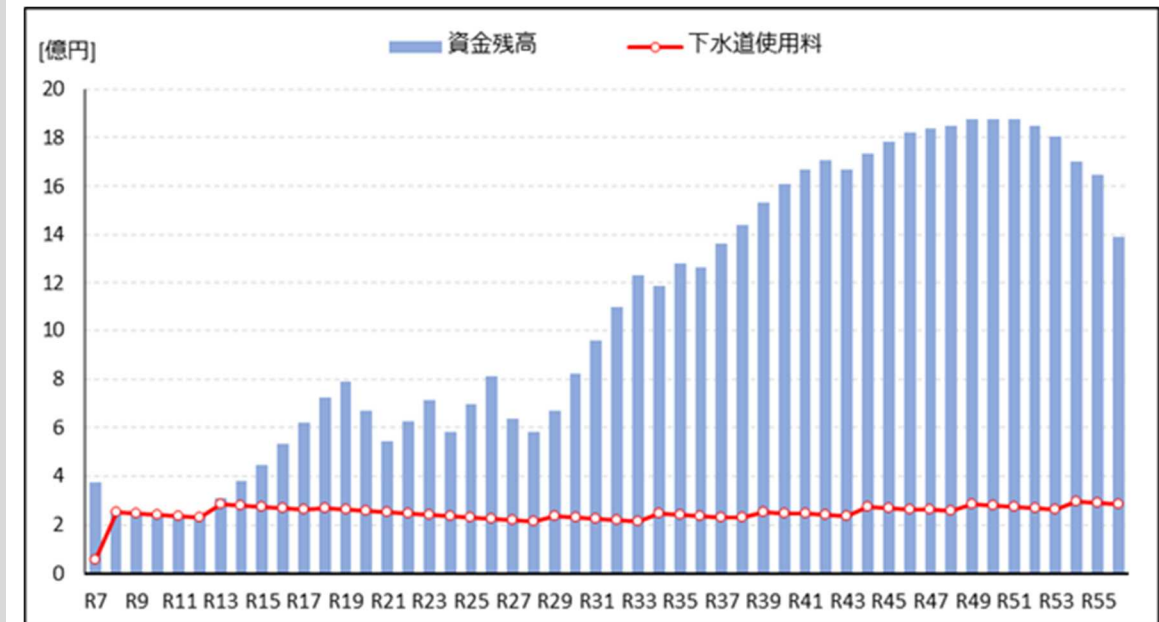
- ・損益はプラスを維持し、資金残高は料金収入の 1 年分を上回り、目標は達成できている。
- ・損益プラスを維持するための料金改定率の試算は以下のとおり
(R8) **369%**, (R13) 24%, (R18) 5%, (R29) 12%, (R34) 16%, (R39) 13%, (R44) 19%, (R49) 12%, (R54) 13%
- ・基準外繰入金は R7 年度のみ資金残高の確保のため約 1.5 億円が必要となる。

収益的収支



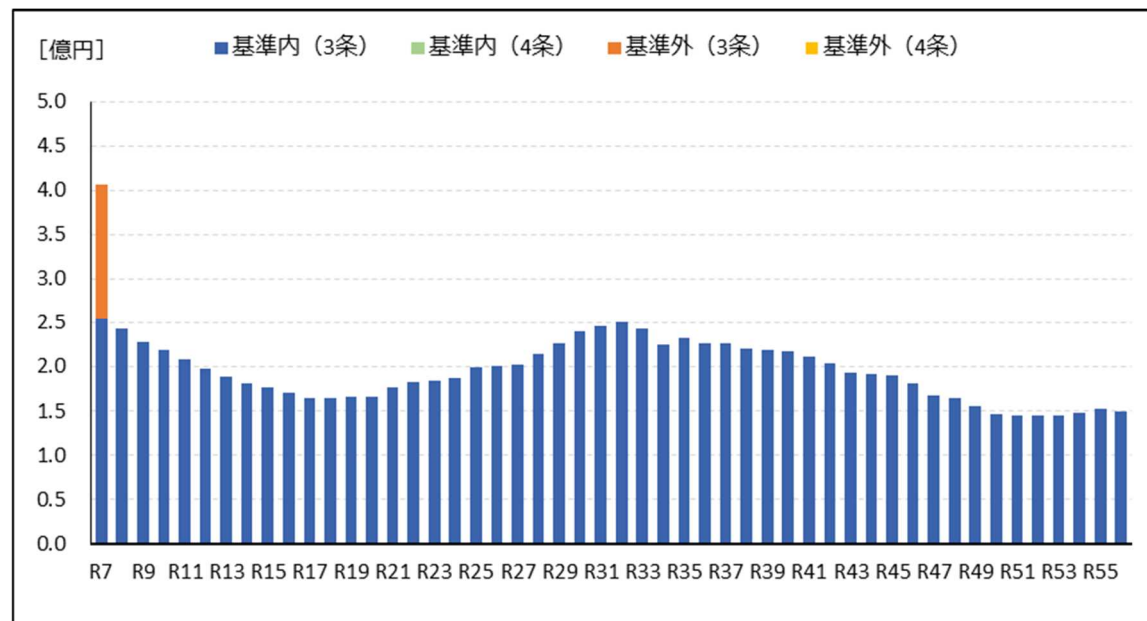
料金値上げ実施により損益のプラスを維持。

資金残高



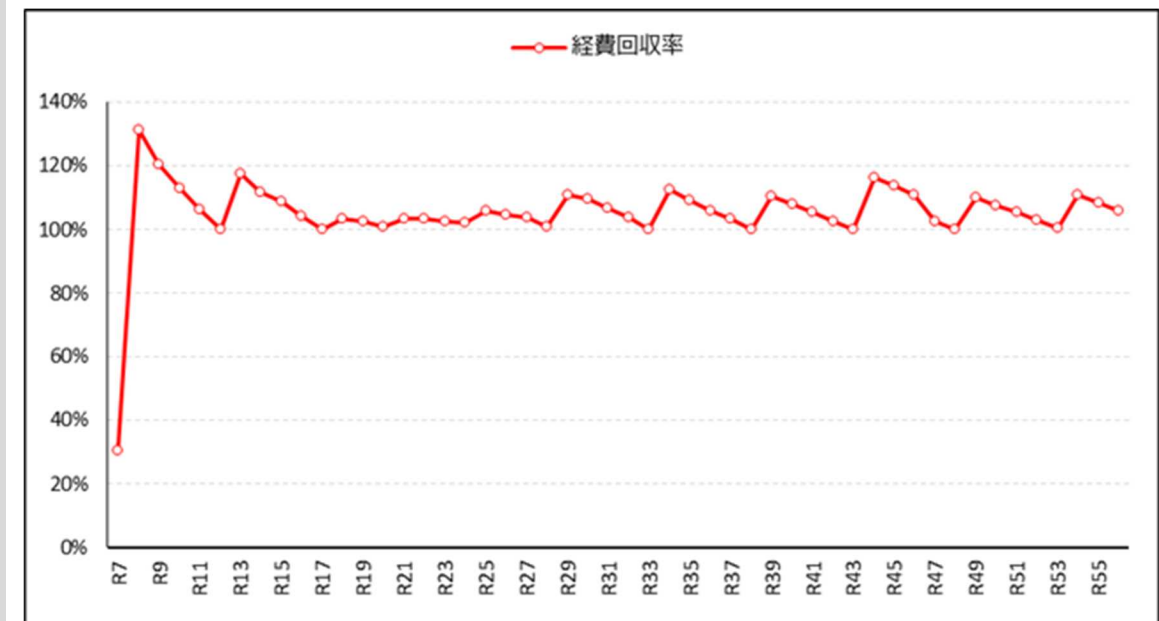
料金改定、地方債活用によって料金収入の 1 年分を上回る資金残高が確保できる。R30 年代以降は減価償却費の減少に伴って資金残高が増加する見込み。

繰入金



R7 年度は損益確保のため基準外繰入を実施するが、R8 年度以降は基準外繰入を実施しない。基準内繰入金は 1.4～2.6 億円の間で推移する見込み。

経費回収率



料金改定により R8 年度以降は 100%以上の水準で推移。

4. 将来予測の結果－④ 財源の不足分を使用料値上げと繰入金による補填で確保

◆将来予測の目標

- ①単年度の収支黒字（損益がプラス）
- ②料金収入 1 年分を資金残高として確保

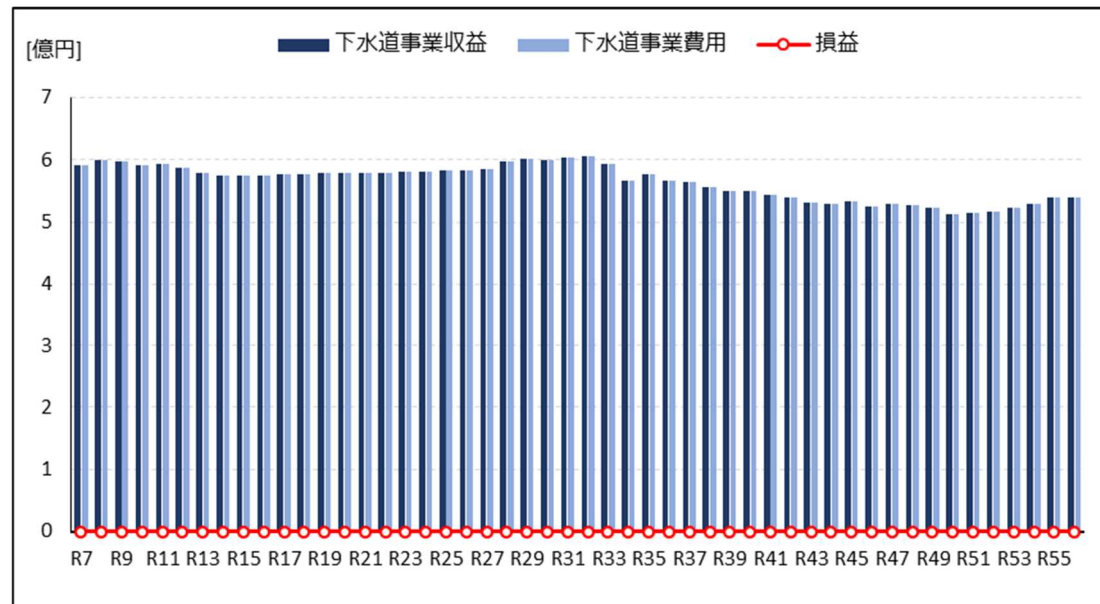
◆施策内容

- 料金改定 : R13 年度に 25%値上げを行い、
その後は 10 年毎に 20%値上げを実施する
- 基準外繰入 : 収支黒字になるよう繰入を行う
- 地方債 : 資金残高が使用料収入の 1 年分を確保できる
よう借入れを行う

◆結果概要

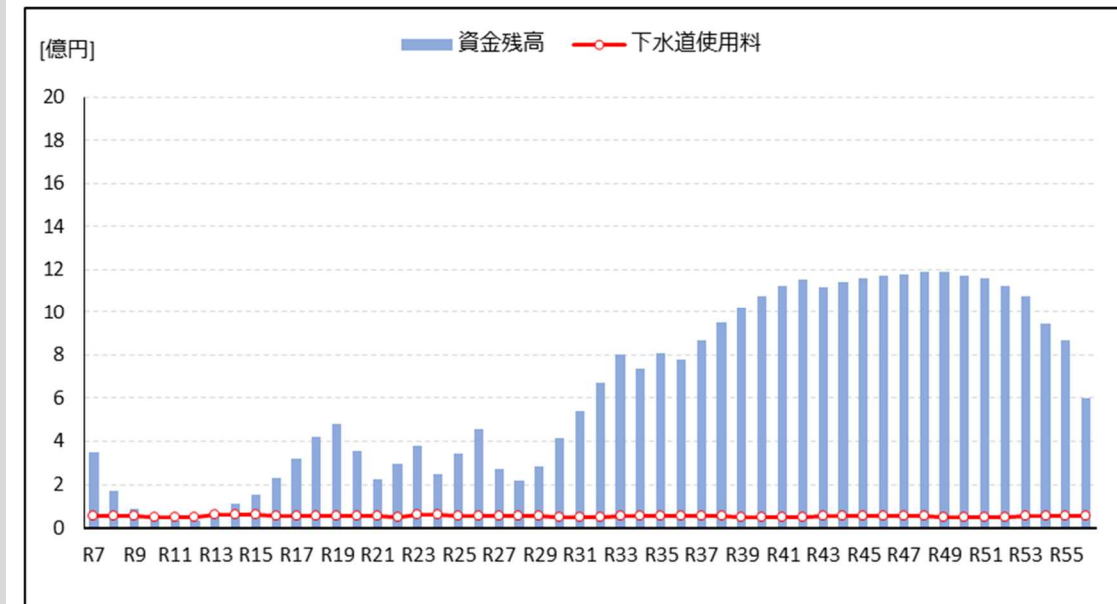
- ・損益は±0 で推移し、資金残高は料金収入の 1 年分を上回り、目標は達成できている。
- ・試算に用いた料金改定率は以下のとおり。
(R13) 25%, (R23) 20%, (R33) 20%, (R43) 20%, (R53) 20%
- ・必要となる繰入金の合計は毎年約 4 億円程度になり、そのうち基準外は 1.2～2.1 億になる。

収益的収支



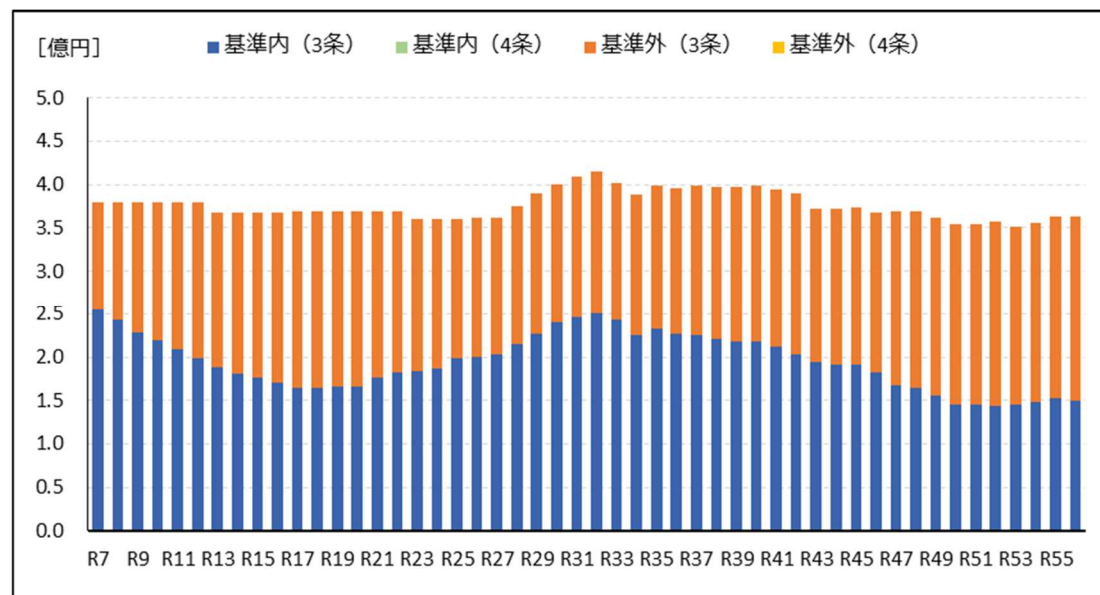
料金改定後の収支マイナス分を基準外繰入で補填することにより、収支は均衡で推移する。

資金残高



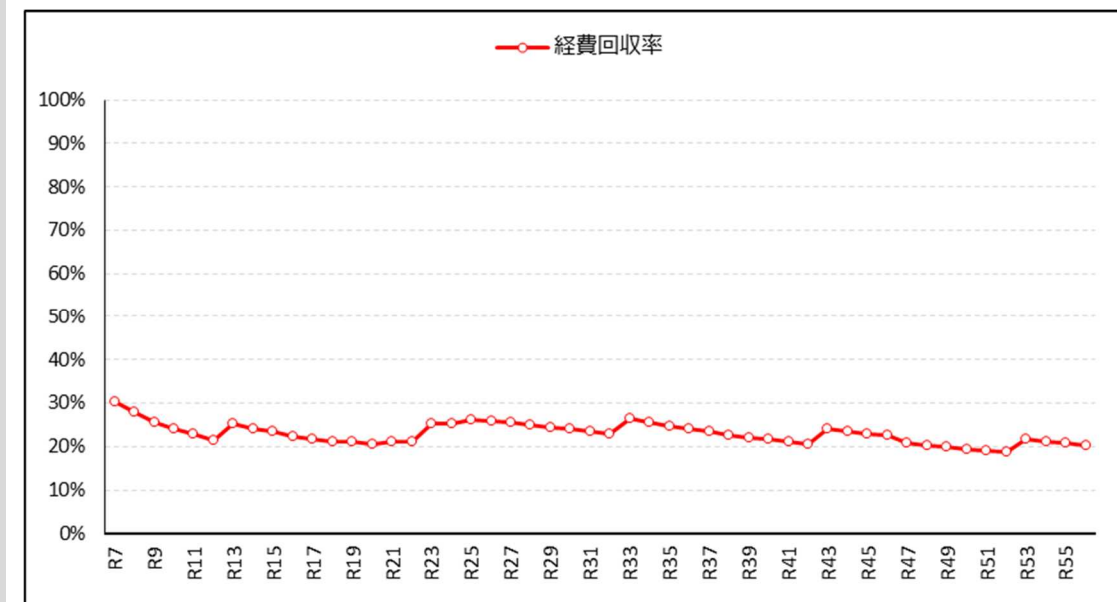
料金改定、基準外繰入、地方債活用によって料金収入の 1 年分を上回る資金残高が確保できる。R30 年代以降は減価償却費の減少に伴って資金残高が増加する見込み。

繰入金



繰入金の合計は年間 3.5～4.1 億円の間で推移し、平均で毎年 3.8 億円が必要になる。このうち標準内繰入金は 1.4～2.6 億円、基準外繰入金は 1.2～2.1 億の間で推移する。

経費回収率



経費回収率は 10%台後半から 20%台で推移する。

5. 将来予測の結果に対する考察

1) 将来予測結果のまとめ

これまでの予測結果を下記の表にまとめます。

表 5 予測結果まとめ

予測ケース	まとめ
① 現状維持	令和 7 年度で損益はマイナス、令和 9 年度で資金残高はマイナスに転じ、事業運営自体が困難な状況となる見込み。
② 繰入金による補填	損益および資金残高の目標を達成できるが、必要となる繰入金金は平均で毎年 4.0 億円程度になり、そのうち基準外は 1.2～2.5 億になる見込み。
③ 使用料値上げ	損益および資金残高の目標を達成できるが、令和 8 年度に 369%の値上げが必要となり、以降も定期的な値上の実施が必要となる見込み。
④ 繰入金＋使用料値上	令和 13 年度に 25%の値上げに加え、以降 10 年毎に 20%の値上げを実施した場合、必要となる繰入金は毎年約 3.8 億円程度になり、そのうち基準外は 1.2～2.1 億になる見込み。

2) 考察

将来の予測では人口の減少に伴って料金収入が減少し、事業全体で大幅な財源不足が見込まれています。これら全額を一般会計からの繰入金で補填した場合、毎年 4.0 億円程度が必要となり、そのうち 1.2～2.5 億円は基準外(本来料金収入で負担すべき)になる見込みです。基準外繰入金は、市の一般会計から拠出されるため、結果的に教育や福祉といった他の行政サービスの縮小などの影響が懸念されます。一方、料金値上げによる財源確保では、令和 8 年度で 369%の値上げが必要との試算となっており、使用者への負担は非常に大きくなるものと考えられます。そのため、基準外繰入金と料金改定の水準をどのようにバランスさせるかが今後の検討で重要となります。

以上より、料金改定の水準決定に向けて早期に検討が必要な状況ですが、南島原市では現在、下水道の料金体系が統一されておらず、同じサービスを享受しながらも負担する金額が異なる状況が生じています。このまま料金改定を行えば、この不公平な状況をさらに悪化させてしまうことから、料金改定に先立って早急に料金体系の統一を行う必要があります。

6. 料金体系の統一について

1) 現行の料金体系への統一案

南島原市の下水道事業では現在 3 種類の料金体系を採用しているが、それぞれの料金体系に統一した場合、他の料金体系ではどの程度の料金の増減が生じるのか、具体的な汚水量を用いて比較を行いました。

(1)公共・特環・漁集の料金体系へ統一した場合

汚水量	現行			改定案	統一前後での差額		
	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ	共通	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ
	口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
5m ³	770	1,100	2,970	770	0	-330	-2,200
10m ³	1,210	1,100	2,970	1,210	0	110	-1,760
20m ³	2,750	2,420	3,300	2,750	0	330	-550
30m ³	4,290	3,740	3,630	4,290	0	550	660
40m ³	5,830	5,060	3,960	5,830	0	770	1,870
50m ³	7,370	6,380	4,290	7,370	0	990	3,080
100m ³	17,270	12,980	5,940	17,270	0	4,290	11,330

農集では多くの水準で使用料が増加します。コミュニティ・プラントの汚水量の少量では使用料が大幅に下がる一方で、汚水量が増加するほど値上がり幅が大きくなります。

(2)農業集落排水事業の料金体系へ統一した場合

汚水量	現行			改定案	統一前後での差額		
	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ	共通	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ
	口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
5m ³	770	1,100	2,970	1,100	330	0	-1,870
10m ³	1,210	1,100	2,970	1,100	-110	0	-1,870
20m ³	2,750	2,420	3,300	2,420	-330	0	-880
30m ³	4,290	3,740	3,630	3,740	-550	0	110
40m ³	5,830	5,060	3,960	5,060	-770	0	1,100
50m ³	7,370	6,380	4,290	6,380	-990	0	2,090
100m ³	17,270	12,980	5,940	12,980	-4,290	0	7,040

公共・特環・漁集では 10m³ 以上の水準では使用料が低下します。一方のコミュニティ・プラントでは 20m³ 以下で使用料は下がるものの、汚水量の増加に伴って値上がり幅が大きくなります。

(3)コミュニティ・プラントの料金体系へ統一した場合

汚水量	現行			改定案	統一前後での差額		
	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ	共通	公共・特環・漁集	農集	コミュプラ
	口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
5m ³	770	1,100	2,970	2,970	2,200	1,870	0
10m ³	1,210	1,100	2,970	2,970	1,760	1,870	0
20m ³	2,750	2,420	3,300	3,300	550	880	0
30m ³	4,290	3,740	3,630	3,630	-660	-110	0
40m ³	5,830	5,060	3,960	3,960	-1,870	-1,100	0
50m ³	7,370	6,380	4,290	4,290	-3,080	-2,090	0
100m ³	17,270	12,980	5,940	5,940	-11,330	-7,040	0

公共・特環・漁集および農集のいずれも、汚水量が 20m³ 以下で使用料が上がり、30m³ 以上で使用料が上がります。

参考) 水道料金表

区 分	口径(mm)	使用水量	現在	R7 年 4 月以降
基本料金	13・20	0～5m ³	943	943
		6～10m ³	1,309	1,309
	25・30	0～5m ³	2,828	2,828
		6～10m ³	3,351	3,351
	40 以上	0～5m ³	8,171	8,171
		6～10m ³	8,695	8,695
超過料金	13～75	1m ³ あたり	188	250

2) 今後の進め方

R8 年 4 月の料金体系統一と受益者負担金の統一を目指し、次回以降の審議会にて、基本料金と超過料金のバランスや、汚水量の増減に伴った単価設定の有無などについて審議を行っていただく予定です。

2) 超過料金の使用量区分について

現在の料金体系では超過料金について、公共・特環・漁集のみ、汚水量の増加に伴って単価が高くなる逓増型の料金設定を採用しています。こちらは過去に口之津地区の簡易水道使用料金を参考にして設定されたものですが、現在の水道料金表では単価が定額となっています。超過料金の使用量区分や定額・逓増といった単価設定についても検討が必要です。

事業		公共・特環・漁集	農集	コミュプラ
地区		口之津・南有馬	慈恩寺・見岳	大野木場団地
超過料金 (1m ³ 毎)	11～50m ³	154 円	132 円	33 円
	51～100m ³	198 円		
	101～300m ³	242 円		
単価設定		逓増型	定額型	定額型

今後の予定

日程	審議会	審議内容（予定）
令和 7 年 1/28(火)	第 4 回審議会	・ 使用料および受益者負担金の考え方の説明 ・ 使用料体系の検討フローの説明 ・ 使用料体系案についての審議 ・ 受益者負担金案についての審議
2 月下旬	第 5 回審議会	・ 使用料体系案についての審議 ・ 受益者負担金案についての審議
3 月下旬	未定	未定